

足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立保育所及びその入所児童に対し、各種の法外援護を実施することにより、入所児童等の処遇向上を図ることを目的とする。

(対象児童等)

第2条 この要綱による法外援護の対象児童及び施設は、次の各号のとおりとする。

- (1) 足立区内に所在する私立保育所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条に基づき足立区内に所在する私立保育所に入所した児童
- (2) 23区外に所在する私立保育所であって、法第24条に基づき足立区長が児童の入所を承諾した施設及び当該保育所に足立区長が入所の承諾をした児童

(基準及び実施方法)

第3条 この要綱で定める法外援護の基準は、別表1及び第2のとおりとする。ただし、前条第2号による場合は、当該市町村において定めた法外援護実施要綱等に基づくものとする。

(経費等)

第4条 この要綱で定める法外援護の経費は、足立区が負担する。

- 2 各施設において、この要綱に定める費用を請求するときは、所定の様式による請求書及び請求内訳書を、毎月5日までに子ども家庭部子ども施設整備課に提出しなければならない。
- 3 各施設の長は、この事業に要した費用の経理を明らかにしておかなければならない。
- 4 各施設において、この事業に要する経費の他の用途への使用、その他不正があった場合は、その経費の一部又は全部を返還させることができる。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（22足子保発第1832号 平成22年9月15日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（２２足子保発第４１２６号 平成２３年３月３１日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付 則（２３足教子保発第３５２８号 平成２４年１月２５日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則（２４足子保発第１３３７号 平成２４年８月１０日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

付 則（２４足子保発第３５５５号 平成２５年３月２９日 子ども家庭部長決定）
この要綱は平成２５年４月１日から施行する。

付 則（２５足子保発第１８５０号 平成２５年９月２７日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成２５年１０月１日から施行し、改正後の別表第１の規定は、同年４月１日から適用する。

付 則（２６足教子施発第１１２号 平成２６年５月１日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第１の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

付 則（２６足教子施発第１０１９号 平成２６年７月１日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第１の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

付 則（２６足教子施発第１８３９号 平成２６年１０月１日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第１の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

付 則（２７足教子施発第２号 平成２７年４月３日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第１の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

付 則（２７足教子施発第１９１５号 平成２８年１月２２日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、改正後の別表第１の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

付 則（２７足教子施発第３７１４号 平成２８年３月３１日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則（２８足教子整発第１１３４号 平成２８年１１月３０日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

付 則（２９足教子整発第４４号 平成２９年４月７日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

付 則（２９足教子整発第７４１号 平成２９年１１月２２日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

付 則（２９足教子整発第１２８６号 平成３０年３月３０日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱 別表第1 (第3条関係)

【平成30年4月改正】

項目	経費区分		単 価	範 囲	備 考
	人件費	管理費			
1 寝 具 費	○		1組 3,675 円	組数は定員の20%※1の値 (4月払い)	※1小数点以下、切り上げ。 年度途中で定員が変更した場合は、多い方の定員数で算定
2 保育所行事用経費		○	295円	子供の日(5月)、母の日(5月)、七夕(7月)、運動会(10月)、クリスマス(12月)、終了式(3月)の各行事月初日の入所児	単価内訳 給食費@158円 消耗品@137円
3 牛 乳 ・ 間 食 代		○	月額 913 円	単価×各月初日の3歳児以上児	牛乳代：児童1人当たり、月@50円×13本分 間食代：児童1人当たり、月@263円
4 牛 乳 代		○	月額 450 円	単価×各月初日の3歳児未満児	牛乳代：児童1人当たり、月@50円×9本分
5 発 達 支 援 加 算	○		(保育業務補佐員Ⅰ＋社会保険料事業主負担分)－足立区保育扶助要綱の発達支援単価	発達支援加算の認定を受けた児童に保育士を配置した場合に加算 (4,5歳児は複数名配置してもクラスで1名を限度に加算)	
6 嘱 託 医 手 当	○		年額 194,820円	(4月払い)	0歳児保育未実施園
7 備 品 充 実 費	○		【限度額】 年間 137,900 円	年間単価以下 (ただし、実額と比較して少ない額)	(1品目20,000円以上) 【提出書類】「備品充実費実績報告書」「領収書の写し」
8 検 食 費	○		日額 237 円	《保育日数292日》(4月払い)	開年に関係なく、以下の算出式による年間日数とする。 年365日－日曜52日－祝祭日15日(1/1を除く)－年末年始6日
9 布 団 消 毒、乾 燥 費	○		1組 142 円	該当月初日の0～5歳児の定員数 該当月：9月、3月(4月払い)	
10 職 員 給 与 改 善 費	○		月額 4,824 円	区職員配置基準による各職種別職員数の範囲内で、現に従事している職員	
11 夏 期 アル バ イ ト	○		【限度額】 時給 1,060 円	夏期(7～9月)で就労時間480時間以内 (ただし、実額と比較して少ない額)	【提出書類】 「夏期アルバイト実績報告書」「給与台帳又は給与明細の写し」「出勤簿の写し」
12 運 営 充 実 費	○	○	月額 1,600 円	単価×各月初日入所児	当該保育所に拠点において当該保育園の運営に資する経費。 ただし、当該保育園の運営が充実している場合において、当該保育園の設置事業者が区内に設置している認可保育所及び区内の本部等において必要な経費として支出するために繰り入れる事ができる。(提出書類：関係拠点の決算書及び関係書類)
13 園 外 保 育 ハ ス 借 上 費		○	【限度額】 1台当り 実支出額 86,400円を限度とする。 (但し、限度額と実支出額を比較し少ない額)	園外保育実施月初日における4歳以上児 4歳以上児数 60人以下の園に1台 4歳以上児数 61人以上の園に2台	【提出書類】 「園外保育ハス借上費実績報告書」 「契約書等の写し」、「領収書の写し」
14 ゴ ミ 処 理 費	○		月額 別表のとおり	ゴミ処理費助成一覧表	
15 0歳児保育月齢引き上げ 用務員ハート加算 非常勤保育士加算 賠償保険増額分	○		月額 133,200 円	0歳児定員が6人以上 該当園に、毎月支給。2名まで。 該当園に、4月に支給	
	○		月額 157,000 円		
	○		年額 2,792 円		
16 時 短 非 常 勤 加 算	○		(保育士) (保育業務補佐員Ⅱ＋社会保険料事業主負担分)×雇用非常勤保育士数)－(業務省力化改善費×業務省力化改善費保育士数) (調理員等) 3,393円×調理員数	区職員配置基準の保育士定数のほかに、非常勤保育士(常勤保育士を含む)を増配置した場合に加算する。 《ただし、同定数と雇用人数を比較し少ない人数》 保育士定数 12人未満 非常勤1名 12人～18人 非常勤2名 19人以上 非常勤3名 区職員配置基準 《ただし、同定数と雇用人数を比較し少ない人数》	勤務時間を40時間に短縮するための上乗せ経費。 保育業務補佐員Ⅱ(区単価表)142,000円 社会保険料事業主負担率率 15.16% 業務省力化改善費及び業務省力化改善費保育士数は、国基準。 調理員等は調理委託でも可
17 衛 生 検 査 費	○		1回 480 円	0歳児担当職員及び調理員等で5月分から9月分までの検便費用(1人月2回)	単価×職員数 (常勤・非常勤・パート)
18 非 常 通 報 装 置 維 持 管 理 費	○		【限度額】 年間 32,400 円	東京都指定の非常通報装置の維持管理 年間単価以下(ただし、実額と比較して少ない額)	【提出書類】 「非常通報装置維持管理費実績報告書」「領収書の写し」
19 アレルギ－対応及び4歳児午睡廃止補助員加算	○		月額 103,500 円	「アナフィラキシーの診断を受けた児童1人又はアレルギーの診断を受けた1歳児が5人以上の在籍し、代替食で対応している保育園」又は「4歳児保育において午睡廃止をしている保育園」において合計週20時間以上補助員を配置している場合に補助員1名分を加算	【提出書類】 アナフィラキシー児童及びアレルギー児童の診断書 アナフィラキシー・アレルギー児童対応職員採用承認申請書 4.5歳児保育における午睡状況報告書

別表第2（第3条関係）

ゴミ処理費助成一覧表（月額）

（単位：円）

定員	基礎額(A)	定員比率額(B)	合計(A+B)
～ 30人	4,000	1,600	5,600
～ 40人	4,000	2,100	6,100
～ 50人	4,000	2,700	6,700
～ 60人	4,000	3,200	7,200
～ 70人	4,000	3,800	7,800
～ 80人	4,000	4,300	8,300
～ 90人	4,000	4,800	8,800
～ 100人	4,000	5,400	9,400
～ 110人	4,000	5,900	9,900
～ 120人	4,000	6,400	10,400
～ 130人	4,000	7,000	11,000
～ 140人	4,000	7,500	11,500
～ 150人	4,000	8,100	12,100
～ 160人	4,000	8,600	12,600
～ 170人	4,000	9,100	13,100
171人～	4,000	9,600	13,600